

学生協ニュース

No.26

東北大学学生生活協議会広報委員会

学生自治会が徴収する経費について

苦情が寄せられています。

毎年、入学手続きに必要な経費と誤解するような表現や納入することが義務づけられているかのような表現を用いて、金銭を徴収している学生団体があり、学生や保護者から大学に対し抗議や苦情が寄せられています。

昨年度も学務部に新入生数名が訪れ、大学の学生自治会から半ば強制的に金銭を徴収されたとして、苦情の申立がありました。

学生自治会等の課外活動は正課の教育とは異なり、こうした学生団体等の行う金銭徴収に大学は関与していません。

学生団体各位は一般学生に誤解を与えるような表記や言動を厳に慎むとともに、一般学生諸君も学生団体等から金銭支払いの依頼があった場合には、目的や趣旨等を十分理解した上で、各自の判断と責任において対処して下さい。

また学生諸君は、支払義務の有無について判断に迷った場合には、たとえ執拗な依頼・勧誘があったとしても、その場で支払うことはせずに、支払依頼者の氏名・電話番号等を確認したうえで、直ちに大学学務部学生課 (tel.022-217-5007, 022-217-7815) に問い合わせるようにして下さい。